研究報告

国際民事執行·保全法研究会 (東呉大学大会)報告 (2) 執行と国際裁判管轄

酒 井 一

1. はじめに

日本と台湾の関係や地理的・経済的な位置に鑑み、両国の権利実現システムについて比較研究する重要性については、前号で指摘したとおりである。法系的には、台湾も日本と同様にドイツ法を祖とする大陸法系の国であり、両国の民事手続は似た構造を有している。

共通する問題に関して、比較法的・沿革的な検討を行うことは、意義深いものとなる。

2. 国際裁判管轄と執行

民事上の権利実現においては、最終的には強制執行による担保が必要である。強制執行の前提として、執行機関への権利の提示が必要となる。そのための道具として考案されたのが債務名義である。渉外事件における債務名義の典型は、仲裁判断と(外国)判決である。強制執行は、訴訟あるいは仲裁を通じた権利確定に続くものと位置づけられる。

権利の確定は、仲裁のような ADR にあるように国家機関(裁判所)の 独壇場ではない。国家が裁判権を行使する場面として、訴訟に関する国際 裁判管轄の観念が生成・発展され、わが国では平成 23 年の改正によって 民事訴訟法に規定が設けられた。これに対して、執行に関しては、その機 能の一部を民営化することが考えられるとしても、基本的には国家がその 権能を独占する。渉外事件における執行の場面においても、国際執行管轄 が問題とされることは必然であるが、十分な議論がされているとは言い難 い状況である。

3. 国際裁判管轄

日本と台湾は、国際裁判管轄の観念を共有する。渉外事件における執行・保全においては、当然に国際執行管轄が問題となるが、国際裁判管轄の議論が前提とされる。両国において、国際裁判管轄について議論を深めることは、国際的な権利実現(執行・保全)について議論する出発点となる。

今回は、国際裁判管轄に関して、研究会における王欽彦静宜大学教授の報告に本間靖規早稲田大学教授のコメントを加え、研究会の一環として行われた静宜大学(台中)での渡辺惺之大阪大学名誉教授の講演を掲載する。

なお、本研究に関しては、文部科学省の科学研究費の助成を受けることができた $^{1)}$ 。ここに感謝の意を表したい。

¹⁾ 課題名「多様な権利内容に応じた実効的な国際的権利保護制度の構築」、課題番号16H01990。本連載は研究成果の一部である。